

## 個人向け国債（固定・5年）

2019年4月1日現在

商品名（愛称）	個人向け国債（固定・5年）
---------	---------------

販売対象	・個人のみ
期間	・5年
購入 (1) 購入方法 (2) 購入金額 (3) 購入単位 (4) 募集発行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・募集期間、発行日は銘柄により異なります</li> <li>・1万円以上</li> <li>・1万円単位</li> <li>・募集：年4回（3、6、9、12月）</li> <li>・発行：年4回（4、7、10、1月）各15日（15日が休日の場合は翌営業日）</li> </ul>
利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・銘柄により異なります。</li> <li>・具体的な金利の設定方法は以下のとおりです <ul style="list-style-type: none"> <li>・各利払期における利率は、基準金利から0.05%を差し引いた値</li> <li>・基準金利は5年固定利付国債の実勢金利とし、具体的には、原則として利子計算期間開始時の前月の5年固定利付国債の入札（初回の利子については募集期間の開始時の直前に行われた入札）における平均落札利回り（平均落札価格から引受手数料に相当する額を控除した価額を基に算出される複利利回り（小数点以下第3位を四捨五入し、0.01%刻み））となります</li> </ul> </li> <li>ただし、利率の下限は、0.05%です</li> </ul>
利息の受取方法	・年2回（半年ごと）の利払日に、ご指定口座へお支払いいたします（利払日が休業日の場合は翌営業日となります）
経過利息	・発行日から初回利払いまでの期間が6ヵ月に満たない場合には、未発行期間の経過利子をお支払いいただきます
中途換金時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期利子支払期（発行から1年経過後）以後は、原則としていつでも一部または全部を中途換金できます。ただし、利払日、償還日前には売却ができない場合があります</li> <li>・発行後1年以内の中途換金は、原則としてできません。ただし、国債の所有者ご本人が以下に該当する場合を除きます <ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡（相続人の方へのお支払いとなります）</li> <li>・大規模な自然災害に被災し、所定の要件を満たした場合</li> </ul> </li> <li>・中途換金にあたっては、以下の区分に応じた中途換金調整額をお支払いいただきます <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期利子支払期以後（発行から1年経過後） 直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.8 （2013年1月10日以降 直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685）</li> <li>・初期利子支払期から第2期利子支払期前までの間（発行から1年未満） 支払済み利子相当額合計（税引前）×0.8+経過利子相当額（税引前）</li> <li>・初期利子支払期前（発行から半年未満） 経過利子相当額（税引前）</li> </ul> </li> </ul>

手 数 料	—————
付加できる 特約事項	・ マル優、マル特の非課税制度が利用できる場合もありますので、窓口でご確認ください
リスク情報等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人向け国債は、元本と利子の支払いを日本国政府が行うため、安全性の高い金融商品ですが、発行体である日本国の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクがあります</li> <li>・ 国債のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません</li> </ul>
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務推進部（9時～17時、フリーダイヤル0120-191142）にお申し出ください</li> <li>・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、札幌弁護士会（電話：011-251-7730）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記業務推進部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）、北海道地区しんきん相談所（電話：011-221-3273）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務推進部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせ下さい</li> </ul>
その他参考と なる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国債振替決済制度に基づき国債本券は発行されないため、本券のお引出しはできません 当金庫が振替決済口座により債券の残高を管理いたします</li> <li>・ 国債は預金ではないため、預金保険制度の対象外です</li> </ul>